

～屋外広告物の許可申請について～



●屋外広告物を出すときは、ルールを守りましょう●

碧南市 建設部 都市計画課

1 許可区域について

碧南市は愛知県屋外広告物条例により、市の全域が許可地域（条例第5条第1項）になるため（条例第3条第1項による禁止地域を除く）、屋外広告物を設置する場合は、許可基準に基づいた許可が必要となります（適用除外になる場合を除く）。

ただし、国道247号線で、塩浜町交差点（南部市民プラザ前）から東の区間の路端から1,000mまでの区域は、取り扱いが異なりますので、必ずご相談ください。

2 申請書類について

以下の書類を1セットとし、2部提出してください。

- ①屋外広告物表示等許可申請書（様式第1）
- ②次に掲げる事項を記載した位置図
 - ・表示又は設置の場所
 - ・個別基準で路端からの距離や信号機からの距離が定められている場合は、その距離等
- ③形状、寸法、材料、及び構造に関する仕様書及び図面
- ④色彩広告面模写図
- ⑤他人が所有又は管理する土地又は物件に設置する場合は、その承諾を得たことを証する書面（例：土地賃貸借契約書等の写し）
※道路上に設置する場合は、道路管理者による道路占用許可書の写し
- ⑥建築物又は工作物に表示する場合は、その建築物又は工作物の構造図及び立面図（簡易な広告物等（はり紙・はり札・広告旗・立看板・広告幕・アドバルーン等）の場合を除く）

3 申請後の流れについて

申請内容に問題がなければ手数料（次ページ参照）を算定し、納付書を発行（郵送）しますので、手数料を納付してください。手数料納付完了確認後、許可書および許可証票を交付しますので、許可を受けた広告物に許可証票を貼り付けてください。

屋外広告物設置後、許可内容と設置された広告物に違いがないか、市で現地を確認します。万一、違いがあった場合には、変更許可申請等が必要になりますので、「5 申請にあたっての留意事項」について、ご確認ください。

4 屋外広告物許可申請手数料について

屋外広告物許可申請手数料は、以下のとおりです。

区 分			単 位	金 額	
広告板、広告塔、 アーチ、壁面広 告その他これら に類する広告物 及び広告物を掲 出する物件	ネオンサイン その他電飾設 備を有しない もの	許可期間が1年 以内のもの	表示面積 5㎡につき	900円	
		許可期間が1年 を超えるもの	表示面積 5㎡につき	1,300円	
	ネオンサイン その他電飾設 備を有するも の	許可期間が1年 以内のもの	表示面積 5㎡につき	1,200円	
		許可期間が1年 を超えるもの	表示面積 5㎡につき	1,900円	
	電柱又は街灯柱を利用する広告		許可期間が1年 以内のもの	1個につき	200円
			許可期間が1年 を超えるもの	1個につき	300円
立看板			1枚につき	100円	
はり紙			100枚につき	400円	
はり札			1枚につき	40円	
広告幕又は広告網			1枚につき	400円	
アドバルーン			1個につき	700円	
その他の広告物		許可期間が1年 以内のもの	1個につき	100円	
		許可期間が1年 を超えるもの	1個につき	160円	

許可申請手数料は、上記表の区分毎で算定した合計となります。

また、広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物等が複数ある場合は、広告物の種類を問わず、ネオンサイン等電飾設備の有無毎で、複数の広告物の表示面積を合計した数値から、手数料を算出します。

なお、許可の期間は、簡易な広告物等（はり紙・はり札・広告旗・立看板・広告幕・アドバルーン等）では3月以内、それ以外の広告物では3年以内です。

5 申請にあたっての留意事項

《申請書類について》

- 申請書類は、実際に設置するものと違いのないよう、最終的に確定した内容で作成してください。

《変更許可申請と手数料について》

- 屋外広告物設置後、市で現地を確認しますが、許可内容と実際に設置された広告物が違う場合は、屋外広告物変更等許可申請書（様式第3）を提出していただきます（軽微な変更等の場合を除く）。
- 変更等許可申請書は、「2 申請書類について」で示されている書類（②～⑥）のうち、変更のある書類を添付のうえ、2部提出してください。
- 変更許可申請に伴い、手数料が増額となる場合は、増額分の手数料を納付していただきます。逆に、手数料が減額となる場合は、減額分の手数料の還付はいたしません。

6 その他

- 新たに管理者を置いた場合や、設置者の氏名等が変更となった場合は、速やかに、屋外広告物管理者等設置等届出書（様式第8）や、屋外広告物設置者等の氏名等変更届出書（様式第9）を提出してください。
- 屋外広告物を除却（滅失を含む）した場合は、速やかに、屋外広告物除却等届出書（様式第10）を提出してください。
- 申請様式等は、碧南市都市計画課ホームページ（下記）からダウンロードできます。
<http://www.city.hekinan.aichi.jp/TOSIKEKA/okugai.htm>
- 愛知県屋外広告物条例や許可基準等は、愛知県公園緑地課ホームページ（下記）や、パンフレット『愛知県屋外広告物条例のしくみ』でご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/koen/okugai/hourei.html>

碧南市 建設部 都市計画課

電話：(0566)41-3311（内線 421・422）

FAX：(0566)48-0077

Email：TOSIKEKA@city.hekinan.lg.jp

（平成19年8月）